

[家庭でできる簡単な節水方法のページへ](#)

[水資源対策のページに戻る](#)

[土地水資源課のトップページに戻る](#)

[愛知県のホームページに戻る](#)

◆ 工業用水施策のあらまし ◆

工業用水の使用合理化

水の使用合理化とは、水を使用して、ある仕事を行う場合、その使用量をその作業に適した必要最小限に抑える合理的な使用方法に改善することです。

“なぜ使用合理化が必要なのでしょう。”

1. 地下水の保全に役立つからです。

良質・安価で豊富な地下水は、重要な資源ですが、使いすぎてしまうと、地下水位の低下や地下水の塩水化、更には、地盤沈下等の障害が生じます。

2. 水需給の安定化を図ることができるからです。

新たな水資源開発が長期化、困難化する中、近年の少雨傾向のもとでは、しばしば節水が行われています。水は、有限で貴重な公共財という認識が必要です。

3. 環境の保全に役立つからです。

近年工場の排水規制は強化される傾向にあり、総量規制により汚濁負荷量の削減も求められています。よりよい環境の創出に努めることが必要となっています。

4. 用排水コストの削減を図ることができるからです。

用水コストは無論のこと、都市部等では排水に対しかなり高額な下水道料金が必要となります。合理化による節水は、下水道料金の節約にもなります。

<1>工業用水関連融資制度

愛知県、国等では、公害防止、省資源・省エネルギーを推進するため、工業用水が節水できる設備を設置されるみなさんに対して、特別利率の融資制度を設けております。

なお、ここで紹介しているのは融資の概略であり、詳細については各問合せ先へお尋ねください。

また、各融資制度の貸付限度額、利率、対象設備については、平成 25年9月1日現在であり、改訂されることがありますので、ご承知おきください。



工業用水全般の効率的利用・・・工業用水道、地下水などの工業用水を節約、再利用できる設備に対する融資制度です。

資金名	限度額	期間	利率	受付期間	対象施設等	問合せ先
経済環境対策資金 ハワーアップ資金 [環境・省エネ]	1億5,000万円	5年以内 7年以内 10年以内 (据置1年以内)	年1.6% 年1.7% 年1.8%	常時	① 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するため の設備 ② 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ ☎052-954-6333
設備資金貸付制度 (省エネルギー設備)	対象設備の50%以内 50万円～4,000万円	7年以内 (据置1年以内)	無利子	5月～1月	省エネルギー型燃焼用機器、ボイラー効率向上設備 水平蒸気加熱管型蒸発缶、純水製作用蒸留装置	(公財) あいち産業振興機構 経営支援部設備投資支援グループ ☎052-715-3067
設備貸与制度 (省エネルギー設備)	100万円～8,000万円	7年以内 (据置1年以内)	年2.5%	4月～1月	同上	同上
環境・エネルギー対策資金 (省エネルギー設備資金)	7,200万円	15年以内 (据置2年以内)	①年0.80～3.25% ②年0.40～2.85%	常時	① 省エネルギー設備(省エネルギー診断を実施する機関が省エネルギー効果1%以上と確認したものなど) ② 特定高性能エネルギー消費設備(高性能工業炉・高性能ボイラーなど)	㈱日本政策金融公庫(国民生活事業) 事業資金相談専用ダイヤル ☎0120-154-505

工業用地下水の効率的利用・・・地下水の揚水量を削減することができる設備に対する融資制度です。

資金名	限度額	期間	利率	受付期間	対象施設等	問合せ先
愛知県環境対策資金	対象経費の90%以内 (中小企業者) 5,000万円 (組合) 6,000万円	7年以内 (据置1年)	年1.6% (別途利子補給有)	常時	地盤沈下防止関連施設 ・水源補給施設、水の循環施設、水の再生使用施設等	愛知県環境部環境政策課 ☎052-954-6209 各県民事務所・県民センター環境保全課
[関連融資] 環境・エネルギー対策貸付 (水管汚濁防止設備資金)	(設備資金) 7,200万円	15年以内 (据置2年以内)	①年0.80～3.25% ②年0.55～3.00%	常時	① 水管汚濁防止設備 ② 現に施設を設置している者が水管汚濁防止法に定める基準を遵守するための設備投資を実施する場合	㈱日本政策金融公庫(国民生活事業) 事業資金相談専用ダイヤル ☎0120-154-505



< 2 > 工業用水使用合理化の相談・指導機関

工業用水の使用合理化を実施しようとする事業所のため、次の機関において相談・技術指導を行っていますのでご利用ください。

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	
愛知県	産業労働部産業立地通商課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6342	
	あいち産業科学技術総合センター	〒470-0356 豊田市八草町秋合 1267-1	0561-76-8301	
	産業技術センター	産業技術センター	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1	0566-24-1841
		常滑窯業技術センター	〒479-0021 常滑市大曾町 4-50	0569-35-5151
		同 三河窯業試験場	〒447-0861 碧南市六軒町 2-15	0566-41-0410
		瀬戸窯業技術センター	〒489-0965 瀬戸市南山口町 537	0561-21-2116
		食品工業技術センター	〒451-0083 名古屋市中区新福寺町 2-1-1	052-521-9316
		尾張繊維技術センター	〒491-0931 一宮市大和町馬引字宮浦 35	0586-45-7871
三河繊維技術センター	〒443-0013 蒲郡市大塚町伊賀久保 109	0533-59-7146		
(公財)あいち産業振興機構	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち 14 階	052-715-3067		
団 体	(一財)造水促進センター 技術部	〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4-5 福田ビル4階	03-5644-7565	
	(公社)日本技術士会 中部本部	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6 階	052-571-7801	

< 3 > 工業用水道事業の概要

工業用水道は、工業用水道事業法に基づいて、工業用水道事業者が、その給水区域における需要者に供給するものです。工業用水道は上水道に比べるとその処理過程は簡単ですが、できるだけ良質の水が、供給できるよう努力が払われています。

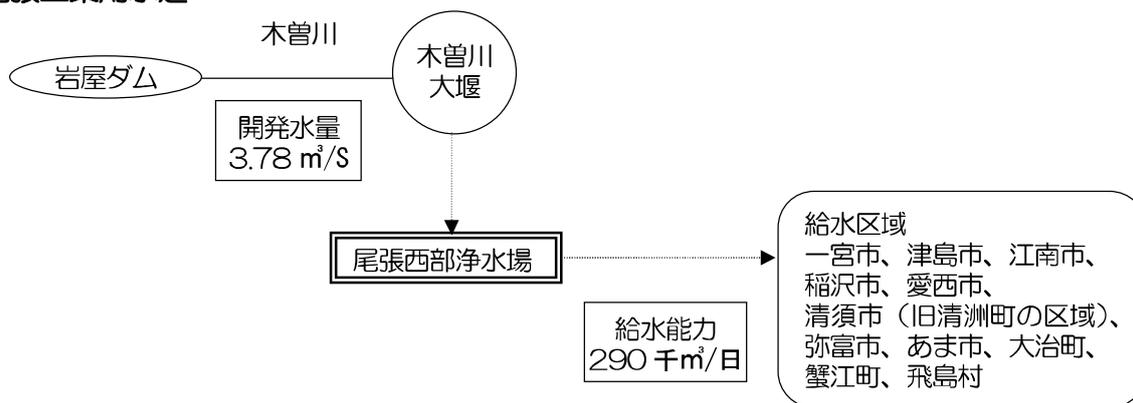
事業名	基本料金 (円/㎡)	給水能力 (千㎡/日)	給水区域	
県 営	尾張	30	290	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市(旧清洲町の区域)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】
	愛知用水	29.5	845.6	名古屋市(港区及び南区の一部)、豊田市(H17.3.31における豊田市の 区域)、東海市、知多市、大府市、みよし市、阿久比町、東浦町 【6市2町】
	西三河	32	300	岡崎市の一部、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市(H17.3.31における 豊田市の区域)、安城市、西尾市(H23.3.31における西尾市及び 旧吉良町の区域)、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 【9市3町】
	東三河	32	118	豊橋市、蒲郡市、田原市(旧田原町の区域)、豊川市(旧御津町の区域) 【4市】
	小 計	—	1,553.6	計25市、6町、1村(内2市、1町は重複区域)
市 営	名古屋市	25.5	97	名古屋市 (中村区、熱田区、〔北区、西区、瑞穂区、中川区、港区、南区〕の一部)
	新城市	36	3.5	新城市
合 計	—	1,654.1		

ただし、料金には消費税、地方消費税が加算されます。

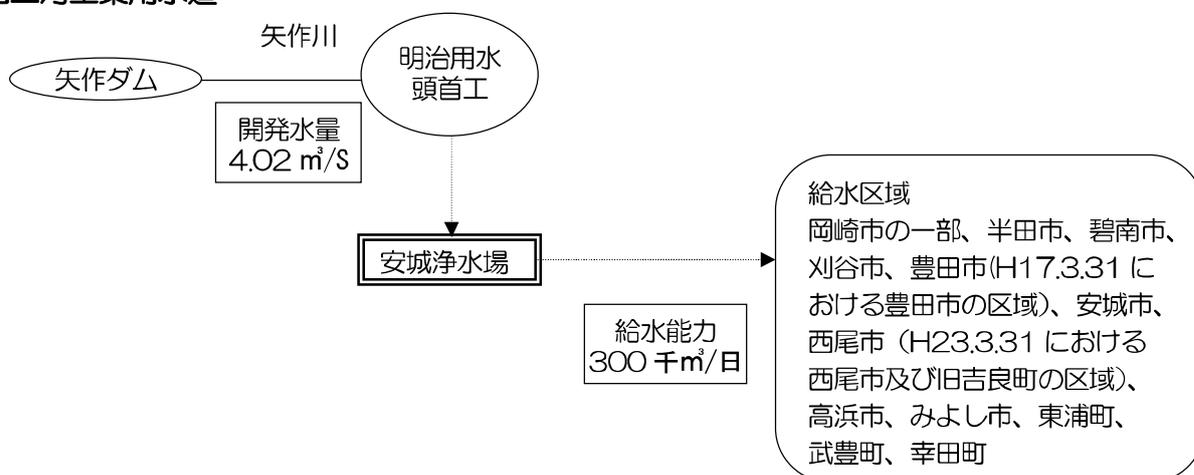
<工業用水についての担当窓口一覧>

事業別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
県営工業用水道事業共通	企業庁水道部水道事業課	〒460-8501	052-954-6685
	工水維持グループ	名古屋市中区三の丸 3-1-2	
名古屋市工業用水道事業	名古屋市上下水道局技術本部 施設部施設管理課	〒460-0012 名古屋市中区千代田 1-1-12	052-269-9903
新城市工業用水道事業	新城市建设部水道課	〒441-1392 新城市字東入船 6-1	0536-23-7645

尾張工業用水道



西三河工業用水道



東三河工業用水道

